

令和6年度大学発スタートアップ創出支援事業実施要綱

令和6年5月31日
6スイス第29号
スタートアップ・国際金融都市戦略室長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大学発スタートアップの創出に向け、研究シーズやアイデアを活用した起業を大学等（第7条各号に規定するものをいう。以下同じ。）が主体的に進めることのできる環境を整備し、また、実際に研究シーズやアイデアの事業化に向けた具体的な取組を促進することを旨として、令和6年度に実施する「大学発スタートアップ創出支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 本事業は、主に次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) コーディネーター（第6条の規定により、東京都と協定を締結する事業者をいう。以下同じ。）との連携による大学等に対する支援
- (2) コーディネーターの公募及び選定
- (3) 支援対象となる大学等の公募及び選定
- (4) 大学等の取組の評価・協定金の支払い

(大学等に対する支援内容)

第3条 東京都（以下「都」という。）は、コーディネーターと連携して、大学等の研究シーズやアイデアを活用した起業・新事業創出を促進する仕組みづくり・環境構築及び大学等の研究シーズやアイデアを活用した新事業の創出に向け、以下の3つの支援を実施する。

- (1) 大学等に対して各種助言ができる人材の人件費、創業前起業家向けアクセラプログラムの利用費、技術実証に要する経費などへの支援（以下「経費支援」という。）
- (2) 学内の体制整備に向けたコンサルティング、進捗状況のヒアリング、民間アクセラ等とのマッチングなどコーディネーターの知見を生かした伴走支援（以下「伴走支援」という。）
- (3) 大学発スタートアップ創出支援に必要な知識・ノウハウを提供する講座の開催、先進的な取組を行っている大学等とのネットワーキングなどコーディネーターの知見を生かした支援プログラム（以下「支援プログラム」という。）

(コーディネーターの公募)

第4条 都は、都と連携して大学等に対して支援を行うコーディネーターを公募する。

- 2 前項の公募に応じる者は、別紙の申請書（別記第1号様式）及びその他必要な資料を都に提出する。
- 3 その他公募に必要な事項は、別に定める。

(審査及び決定)

- 第5条 都は、前条により提出された申請書について、別に定める審査委員会に諮った上、コーディネーター1者を選定し、通知書(別記第2号様式)により選定された事業者に通知する。
- また、コーディネーターとして選定しないことを決定したときは、その旨を別記第2号の2様式により、応募した事業者に通知する。
- 2 都は、前項の選定に際して、必要な条件を付することができる。
 - 3 その他審査委員会及び選定に必要な事項は別に定める。

(協定書の締結)

- 第6条 前条の規定に基づき、本事業の実施主体として選定されたコーディネーターは、本事業の実施に必要な事項を定めた協定書を都と締結する。

(支援対象となる大学等)

- 第7条 本事業により提供される支援は、以下の各号に該当する者を対象とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第83条の2に規定する専門職大学、同法第97条に規定する大学院、同法第99条第2項に規定する専門職大学院及び同法第108条第3項に規定する短期大学で、都内に拠点(学部、研究科、研究施設その他これに類するもの)を有するもの。
 - (2) 第1号に定めるものが出資等を行い設立された外部組織(大学VCやTLOなど)。
 - (3) 第1号に定めるものと連携して本事業に取り組む事業者(民間アクセラレータなど)。

(支援対象となる大学等の公募)

- 第8条 都は、コーディネーターと連携して、経費支援及び伴走支援の対象となる大学等を公募する。
- 2 応募者が、前条第2号又は第3号に該当する場合は、単独での応募は認めず、前条(1)に定めるものと共同で応募することを条件とする。
 - 3 その他公募に必要な事項は別に定める。

(審査及び決定)

- 第9条 都及びコーディネーターは、支援対象となる大学等を審査委員会により選定し、その結果を応募があった大学等に通知する。
- 2 都及びコーディネーターは、前項の選定に際して、必要な条件を付することができる。
 - 3 その他審査委員会及び選定に必要な事項は別に定める。

(協定書の締結)

- 第10条 前条の規定に基づき、本事業の支援対象として決定された大学等は、本事業の実施に必要な事項を定めた協定書を都と締結する。
- 2 前項の協定書の締結により、本事業の支援対象として確定する。

(支援プログラム)

第11条 支援プログラムは、第8条、第9条及び前条の規定によらず、第7条各号に規定する者から幅広く参加者を募る。

2 その他支援プログラムの実施に必要な事項は別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。